

質問回答書

業務名：火の山屋内展望施設等新築設計業務

| No. | 質問内容   | 回答内容  |
|-----|--|---|
| 1   | <p>「募集要項 P4 (2) 配置技術者の要件」に記載されている要件について<br/>                     「管理技術者及び主任技術者（総合）は他の設計担当技術者と兼任してはいけません」との記載は、配置技術者「ア及びイの技術者」は「ウ～キ」の技術者と兼任できないとの理解でよろしいでしょうか？</p>  | <p>お見込みのとおりです。</p>  |
| 2   | <p>「募集要項 P4 (2) 配置技術者の要件」に記載されている要件について<br/>                     「イ 主任技術者」と「キ デザイン監修担当技術者」の兼任は構わないとの理解でよろしいでしょうか？</p>  | <p>お見込みのとおりです。</p>  |
| 3   | <p>「募集要項 P4 (2) 配置技術者の要件」に記載されている「キ デザイン監修担当技術者の実績要件について<br/>                     要項には「実施設計を行った実績」と記載があり、「要項P79 提案書作成方法等 (5) イ技術者の経歴等 (様式5) ⑤c) に完成写真又は内観パース」と記載のある通り、様式1 添付書類に記載されております「実績の工事完成が確認できる写真」に関しては、「工事中の案件に関してはパース等で代替可能」との認識でよろしいでしょうか？</p> | <p>お見込みのとおりです。</p>  |
| 4   | <p>「募集要項 P6 7参加申込手続 (2) 添付書類」に記載されている「実績が確認できる書類」について<br/>                     「実績のある設計業務の契約書（写し）」に関しては、契約書鑑に設計業務が確認できる業務名、期間が確認できる書面の抜粋書類とし、「実績のある設計業務の履行の確認ができる書類（写し）」に関しては、様式指定はなく、発注者との書類のやりとり等で業務完了が客観的に確認できる資料という認識でよろしいでしょうか？</p>                 | <p>「実績のある設計業務の契約書（写し）」に関しては、契約書鑑に設計業務が確認できる業務名、契約相手、期間に加え、業務内容が分かる仕様書等の書面の抜粋書類でも可能です。<br/>                     「実績のある設計業務の履行の確認ができる書類（写し）」に関しては、テクリスによる業務実績のほか、発注者とのやりとりとして、引渡書や支払いを証明する書類でも可能です。</p> |